

## アメリカ合衆国における家族法の臨床的教育

キャロル・リープマン  
樋口 範雄 訳

### I 序

アメリカ合衆国の家族法に関する問題についてお話するにあたり、今日は、アメリカの普通の法律学教授がみるのとやや違った角度から語ってみたい。それは私が臨床的教育コースを受け持っているからである。私は多くの時間を近隣の法律扶助相談所で過ごし、学生たちが低所得層の依頼人たちの弁護人として活動する際の指導を行う。臨床的法学教育(clinical legal education)は、メデイカル・スクールのインターン教育とよく似た制度である。学生は、法の調べ方と法理の分析を学ぶだけではなく、インタビュ어나カウンセリング、

交渉などの対人的な技術、事案の解決のためのプランニングや結論の判断などの問題解決能力、さらには準備書面の起案や口頭の弁論、事実審理での実務的知識などの弁護技術を学ぶ。扱われる事件は様々で、借地借家紛争、福祉給付の請求事件、そして家族事件等々。私たちの教科書は、実際に生きている人々の間で法がどのような役割を果たすかというところであり、普通のロー・スクールの教室で用いられる、現実の垢を落とした上訴審の判決ではないのである。

マサチューセッツ州やほかの多くの州では、ロー・スクールの学生は、特別な臨床コースに参加し、弁護士の監督の下

でという条件付で、貧窮者や政府、あるいは非営利団体を代理する代理人として法律実務を行うことが認められている。<sup>1</sup>この学生実務修習規則のおかげで、ロー・スクールでは、学生にチャンスを与え、実際の体験を通して実務の要請について教育し、さらにロー・スクール卒業後の生活に予め備えさせることができる。今日の講演で私がお話しようと思つてゐることは、私の臨床的教育の授業から一つの例を取り上げて、アメリカの裁判所がいかにして親子関係の紛争に関与するかを示すとともに、より重要なことは、これから弁護士になろうとする人たちがどのように訓練されているかを示すことである。

まずその前に、これからの議論の前提として、この二五年の間における合衆国の家族と家族法の驚くべき変化を、ごく簡単に述べておきたい。

① 離婚率の高さ。現在結婚するカップルのほとんど半数が離婚で終わる。<sup>2</sup>毎年百万人以上の子どもたち<sup>3</sup>一八歳未満の子どもの約二パーセントが両親の離婚を経験する。<sup>4</sup>一八歳未満の子をもつ母親の六〇パーセントが働きにでている。<sup>4</sup>

② 片親だけの家庭の子どもが多くなった。一八歳未満の

子どもの四分の一近くが片親家庭で生活している。<sup>5</sup>片親家庭の二一パーセントは、母親が世帯主となっている。<sup>6</sup>

③ アメリカ人の流動性が増している。同じコミュニティで死ぬまで暮らすという傾向が薄れ、子どもは、昔なら家族のもめ事があつた際にその解決の手助けをする役割を担つた親戚から、遠く離れた場所で成長することが多い。

④ アメリカの子どもの一〇人中六人までは、一時的にせよ片親家庭で暮らすことになる。<sup>7</sup>

⑤ 都市部においては、一〇代で母親になる例が多くみられる。一五や一六や一七の少女に子どもが生まれ、子どもは、実の父親と、全くまたはほとんど接触の機会をもたない。また実の父に代わる父親的存在とも無縁の場合が多い。

⑥ また独身の三〇代の女性が子どもはもちたいと考える例が増えている。

⑦ 人工授精や代理母、あるいは体外受精というような生殖技術の発展により、裁判所や議会、および社会福祉機関が直面する様々な問題が生じている。<sup>8</sup>

家族のありように関する変化は、社会の価値観の変化を反映すると同時に、それを促進するものでもある。こうした新しい行動様式や態度が家族法に与える影響は甚大である。

① 破綻離婚がすべての州で可能になった。<sup>9)</sup>  
② 監護権の決定基準が、親の適格性から子の最善の利益へと変化した。

③ 監護権の争いでは、特に子どもが幼少の場合、母親が勝つであろうという年少児母親優先の原則が廃棄され、制定法によって共同監護が認められ、さらに州法によっては、原則として共同監護がとられる傾向にある。<sup>11)</sup>

④ 各州では、家族に関する法について、統一の方向に動いた。<sup>12)</sup>

⑤ 家族法について、連邦の法律で規制したり、合衆国憲法上の訴訟が提起されるというケースが増加した。

⑥ 祖父母やそのほかの親族が面接交渉権を獲得している。<sup>13)</sup>

⑦ 少数の事例では、裁判所は、継親に扶養義務を課している。<sup>14)</sup>

⑧ 配偶者に対する暴力については、そのための立法で虐待を行う者を家から追い出す権限が裁判所に認められている。<sup>15)</sup>

⑨ ほとんどの州では、子どもやその親と関係のある仕事をする人々、たとえば教師や医師、セラピストや看護婦、ソ

アメリカ合衆国における家族法の臨床的教育(樋口)

ーシャル・ワーカーなどに、児童虐待が疑われる場合の通報義務を定め、通報を怠る場合に刑事罰を科す。<sup>16)</sup>

これらの変化が意味するところは、すべて家族に関わる紛争を解決する基準が、これまでよりもいっそう複雑になり洗練されてきたことである。さらには、家族の紛争が公の場で解決されることが増えてきたということでもあり、また州が以前より多くの子どもの事件に関わるようになったということも意味する。社会福祉のシステムは、これらの子どもたちのニーズにどうすれば最もよく応えうるかについて限られた理解しかしていないが、それにもまして、法律家は、法制度や社会福祉制度に関与することになった親や子の代理人として働く用意ができていない状態にある。

## II 臨床的法学教育

現実の事件や模擬事件を使って学生たちに法理や実務的技術を教えるという臨床的法学教育は、一九六〇年代に貧窮者への法律サービスの提供が問題になったところから発展した。<sup>17)</sup> それ以来の臨床的法学教育の進展はめざましいものである。ほとんどすべてのロー・スクールで何らかの臨床的経験の機会が与えられ、臨床的教育方法、とりわけ模擬的ケース

を使って学生にそれぞれの役割を経験させるといふ方法が、伝統的な科目の一部として行われることが増えている。

ポストン・カレッジ・ロー・スクールの学生は、民事臨床コースに<sup>18)</sup>登録すると、四人の担当教員のうちの誰かに割り当てられる。学生と監督教員は、ブルー・カラーが主として住んでいるポストン郊外の法律扶助相談所ではほとんどの時間を過ごすことになる。<sup>19)</sup>そこでの弁護士は、すべてポストン・カレッジ・ロー・スクールの教員である。先生と学生の比率は、通常一対八で、学生は、少なくとも週二七時間以上担当の事件について働かなければならない。その内一〇時間は、何時から何時までと、予めきちんと決められた時間である。典型的なケースでは、学生は三件から七件の事件を引き受ける。その数が実際にいくつになるかは、事件の複雑さによつて変わってくる。扱う事件は、民事事件のすべての事件に及ぶが、借地借家事件と福祉給付の申請却下事件が最も多い。家族事件も、その重要な部分を占めている。

学生たちは、学期初めの最初の二週間、実際の事件を担当する前に修得すべき実務的技術について、集中的に研修を受ける。この訓練では、模擬事件について家主または借家人の

どちらかの代理人の役をまかせられる。クラスでは、インタビュ、主張の仕方、カウンセリング、さらに交渉の技術などが教えられる。ビデオテープで、弁護士のやり方をみて批判したり、実際に一〇人から一五人のグループに分かれて、様々な技術について上達するように実習が行われる。最後に、すべての学生が依頼人か弁護士となつて、一番最初に弁護士が依頼人と行ふ三〇分間のインタビュや、その後のカウンセリング、さらに交渉の模擬練習を行う。この模擬訓練は教員が観察し、ビデオテープにもとめておく。次いで、学生と教員とで、一時間、このテープをみて、そのやり方を批判する。この二週間の集中研修は二つの目的をもっている。一つは、一方でその難しさを痛感させながら、対人的なコミュニケーションをはかる技術を修得させることであり、もう一つは、弁護活動の各段階できちんとプランを立てることの重要性を示すことである。

二週間の集中的訓練の後、学生はポストン・カレッジの法律扶助事務局へやってきて、事件を割り当てられる。学生は主任弁護士として行動するのであって、教員のロー・クラークとして働くわけではない。自分の事件について、第一義的に決断を下す責任を負うのである。ただし、事件の各段階毎

にプランを作ることが義務づけられており、それを助言者としての教員とともに検討することになっている。法律扶助相談所のインタビュアー・ルームはどれもビデオテープの設備があり、学生が依頼人を行う相談はほとんどすべて録画される（もちろん依頼人の同意をえたとのことである）。重要な面談や裁判所での審理についてはすべて監督教員が付き添うとともに、学生の出来具合について詳細なノートを作成する。インタビュアーなど一つ一つの弁護活動が終わるたびに、監督教員は学生とともにビデオやノートをみて検討を行う。その際に、学生は自分が立てたプランがうまくいったかいかんかったかを検討し、もつとよくいくためにはどうすればよかったか、あるいはこの経験の中から、自分の反応や依頼人のニーズ、さらに法制度の機能についての省察を深めるよう求められる。このようにしてプランを立てさせ、それを実行し、その評価を行うというやり方の主たる目的は、学生が自らの仕事を批判的に検討するような態度を養成する点にある。私たちの希望は、ロー・スクールを卒業して実務を行うことになったときにも、自分の経験から学ぼうとする態度を継続してくれることである。

学生が自分の経験の意味を考え、かつそれから何かを学ぶ

アメリカ合衆国における家族法の臨床的教育（樋口）

ための補助手段として、監督教員との一対一の面談や、雑誌、セミナー、従来の事件記録など様々な手段がある。どの学生も、毎週決まった時間に監督教員と一時間会うことになっており、それ以外でも、実際には学生の担当する事件の関係で何度も何度も会う機会がある。

週に一度の二時間のセミナーは、監督教員とその学生にとって、学生の様々な経験を考察する機会である。そこでのディスカッションは、事案が提起する倫理的問題や弁護士役割の問題が中心となり、ほかにはまた、当事者対立的構造の実務が抱える問題や低所得または中程度の所得階層にとつての法制度へのアクセスの問題など、制度的な問題もある。セミナーの教材は、予め選定された基礎的な知識を与える文献と、学生が実際に取り扱った事件からでてきた資料との組合せである。

学生は、その事件でとつた行動をすべて詳しく記録することが義務づけられている。このような事件活動記録は、弁護活動に不可欠のみならず、学生の活動を評価する際にも有益なデータを提供する。また、週間記録をつけて、彼らが感じまた考えたこと、たとえば、依頼人の側から事実や事件をみ

ることと客観的にそれらを評価することとの緊張関係、依頼人以外の人々の反応や行動が弁護士とその活動に与える影響、何らかの決定を下さなければならないという責任に伴うストレス、法制度や法律家もっている権威的關係づけ、依頼人の自主決定権を尊重しながら、いかに助言・指導を行うか、等々について記している。この週間記録はいくつかの役割をもっている。まず、学生に毎週自分がやったことを反省する時間をとらせ、学生および教員に、弁護士に要求される役割とその限界、それによって依頼人の問題についてどのような点につきどこまで弁護士が関与しうるかについて、議論する材料を提供する。また週間記録をみれば、学生が実際に何をやっているかを監督教員が把握することができる。最後に、これまでの経験上、書くという行為は、学生に自分の考えや感情を明確にさせる上で有益である。

どの事件を割り当てられるかは原則として偶然によるが、学生の興味のあるテーマに合わせるような努力がなされるほか、様々な弁護技術を実習することができるように割当が行われる。私たちの依頼人の大多数は、法律的な問題のみならず感情に関わるような問題をも抱えている。

幸いなことに、私たちのティーチング・スタッフの中には、経験のあるソーシャル・ワーカーが参加している。ソーシャル・ワーカーは、学生や弁護士と会って、依頼人の感情的なニーズや心理的問題について助言をする。依頼人のニーズに応えるような社会福祉的なサービスとして何が利用できるかを学生に教えるとともに、インタビュ어나カウンセリングの技術を指導し、同じ問題であっても法律家と社会福祉の専門家では、見方が異なることを示すのである。

### III 臨床的法学教育の実例

州が家族に介入しようとしているような事件で、子どもの親を代理するということは、学生にとって（実は法制度にとっても）、最も難しい課題の一つである。一九八九年の秋学期に、私の最も優秀な学生の一人に割り当てられた事件は、スーザン（仮名）という一六歳の少女が叔母を後見人にしてほしいと望んだケースであった。スーザンの両親は離婚しており、最近数年間、父親とはほとんど全く接触がない。彼女が家を出たのは、精神的な問題を抱える母の非合理的な行動が著しくなってきた、もはや我慢ができないからであった。母は、度々怒りの発作に襲われ、ある時は一時間もスーザンに叫び散らし続け、またある時は、呆然自失で座っているという状態に

なつて何を話しかけても答えがないという有様になった。料理はほとんどせず、食料を買ってくることもほとんどない。スーザンはアルバイトをして稼いだお金でファースト・フードのお店の食事代を作るといふ状況である。

スーザンが家を出た後、母は叔母の家へ何度も何度も電話をし、スーザンを家へ返すよう求めた。スーザンが家へ戻るのはいやだという、訴訟に訴えても家に連れ戻すと脅かした。そこで、叔母から私たちの法律扶助相談所へ連絡してきたのである。学生はスーザンと面接し、スーザンの希望は何かを直接に聞いた。この最初のインタビューは、後の検討のために、ビデオにとられている。

スーザンは、家に帰るのは耐えられないと述べた。叔母の家に行つてからは、普通の家庭にいる「普通の子ども」になつたような気がする。また、母との関係を切りたいということではなく、何とか母に神経科的医療を受けるよう励ましたいとも述べた。

学生がスーザンと面接した時点までに、母親の方は、最寄りの裁判所に問題児訴訟の申請 (CHINS-Child in Need of

アメリカ合衆国における家族法の臨床的教育 (樋口)

Services petition) をしていた<sup>(21)</sup>。したがつて、学生は、問題児訴訟とはどのようなかをしらべるとともに、彼女の依頼人の問題に対処するほかの方策はないかを探索することになった。

学生は、叔母と暮らしたいというスーザンの希望が達成されるためにどのような法律手段があるかを調査し、そのうちのどれをとるべきかについて私と相談をした。彼女の調査は、制定法や規則、判例の分析のほかに、子どもの権利を推進している人々やその他の弁護士への調査もカバーしていた。またソーシヤル・ワーカーにも会つて、家族関係や精神障害についての理解も深めていた。彼女はこれらの調査の結果、ほかの多くの州と同様、マサチューセツツ州において、離婚以外の家族問題は次の三つのルートのいずれかによつて裁判所に持ち込まれることがわかつた。一つは州の社会福祉機関が、虐待や放任を理由に親を訴える児童保護訴訟 (Care and Protection Action)、二つめは、親の適法な命令に子が従わない場合に、親が子を訴えて提起する問題児訴訟 (これは、子が学校に行かない場合に学校の教職員から訴える場合もある)、三番目は、州の機関や私人から、親が不適格で後見人の選任が子の最善の利益にかなうという理由で、親以外の者

を後見人を選任するよう求めて訴える後見人選任請求訴訟<sup>(23)</sup>である。

学生は、問題児訴訟というものは、たとえその圧倒的大多数のケースで、子のよくない行動が家族の問題から生じていたり、その反映に過ぎない場合であっても、子どもの行為だけに焦点を当てるものだといいことを学んだ。おそらく焦点が子に当てられるためであろう、問題児訴訟について規定する制定法は、問題の非公式な解決を奨励し、裁判官がとりうるいくつかの裁判以外の手段を定めている。私が弁護士活動を行っている裁判所では問題児訴訟で完全な事実審理を行うことは稀である。その代わりに、裁判所は子の弁護士を選任して（これは制定法に規定がある）、最初のインフォーマルな審理を行い、そこで裁判官が親や子からその主張を聞き、さらに社会福祉サービスの担当者から、子のためのサービスとカウンセリングのプランを聞き、子に何らかの危険があると思われる場合には暫定的に社会福祉局に子の法律上と実際の監護権を認めることもある。その場合、社会福祉局と当事者は、協力して子のためのプランを立てることと、三カ月ないし六カ月毎に行われる非公式の審理で裁判所にその経過を報告するよう命じられる。問題児訴訟の焦点が、実質上、子に社会

福祉サービスを提供することに向けられることも多く、また定期的な審査もインフォーマルな形はとるが、子どもはやはり自分が「裁判にかけられている」と非常に強く感じることが多い。

学生は、また、児童保護訴訟の方は親の不適切な行動に焦点を当てるものであるということも学んだ。この訴訟においては、子の精神的肉体的福祉の手段の提供を親が怠っていると信ずる場合には、誰でも一八歳未満の子どものために訴えを提起することが可能である。そして、調査と審理の結果、裁判所が子の保護の必要ありと認定すると、子の住居や子が受けるべきサービスについて命令を出すことができる。訴えが提起され、子が重大な虐待や放任を受けているということが疎明されると、親への通知なく、四八時間子どもを家から離す命令を出すこともできる。

後見人選任訴訟については、学生の調査では、そのたてまえ上、裁判所は親の適格性と子の福祉の両方に焦点を当てて判断することになる。ただし、多くの親は、後見人の選任とは親の適格性を審査するものだと感じるであろうということも予想された。

本件では、スーザンが母との関係も何らかの形で保ちたいと望んでいたので、母親の不適切な行動に焦点が当たるであろう児童保護訴訟や後見人選任請求訴訟よりも、母の提起した問題児訴訟にのって審理を進める方がよいと、学生は判断した。この判断について私と相談するとともに、彼女の依頼人であるスーザンにそれを説明し、その同意をえた。

私たちは、裁判所では通常の問題児訴訟のインフォーマルな手続きが進行し、暫定的な監護権を叔母に認めるとともに、社会福祉局またはその他の機関に家族関係の評価を命ずる命令が出されるであろうと確信していた。しかしながら、念のために、学生は後見人選任請求訴訟の訴状も起草していた。

学生は、問題児訴訟の審理に備えて、弁護士役になって弁論の練習を行った。私が裁判官役と反対当事者である母親の役を務め、彼女は事実問題と法律問題を論ずる練習をした。それは彼女がもう十分だと自信をもつまで続き、私も、彼女はこの事件の要点を完全に把握しており、効果的に弁論できる用意があると安心した。またそれとは別に、スーザンと母が会う機会を設定し、非公式の和解を試みたがこれは成功し

アメリカ合衆国における家族法の臨床的教育（樋口）

なかった。

私たち、というのは、弁護士となる学生、スーザン、スーザンの叔母、スーザンの二二歳の姉、従兄弟で警官をしている人、私たちのスタッフであるソーシャル・ワーカー、それに私のことであるが、私たちが審理の日に裁判所に着いてみると、母親が訴えを取り下げたということがわかった。それまでに母親の情緒不安定な状態を十分知っていた裁判官は、裁判所の職員が児童保護訴訟を提起するという形の方策を考えてみたが、それはせずに、私たちに社会福祉局へ行ってみるようにといった。すると、社会福祉局では、すでに仕事の負担が過重な状態にあった職員が、スーザンは現在安全な環境にいるわけであるから、この事件に関与するつもりはないと答えた。そして裁判所家事部に後見人選任を請求したらよいと示唆した。

そこで私たちは、同じ日に裁判所の家事部に赴いた。学生は、叔母を後見人に選任するよう求める訴状を提出し、直ちに暫定的後見人に選任するよう弁論してそれに成功した。数週間後に、母親はこの暫定的後見人選任命令の破棄と自分のために弁護士を選任するよう求める申立てを行った。このう

ち、裁判所は、暫定的後見人選任命令の破棄の申立ては却下し、母のための弁護士は選任して、家族のメンバーに裁判所提携のクリニックでの鑑定評価を受けるよう命じた。<sup>24)</sup>

後見人選任を定める制定法は、親が同意して後見人を選任することを認めている。本件の場合、父親は同意したが、母は同意しようとしなかった。それは、事実審理が開かれ、そこで母の不適格性を証明するような証拠を提出し、後見人選任がスーザンの最善の利益にかなうという証明をしなければならぬということの意味する。

私たちがきわめて幸運であったことは、この裁判所は十分なスタッフと専門家を備えたクリニックを有するものであったという点である。クリニックの長は心理学の専門家で、長年にわたって危機に瀕した家庭の問題を扱ってきており、しかもそのほかに四人の心理と精神科の専門家を擁していた。私たちの事件は、そのうちの一人の若い精神分析医に割り当てられたが、彼は、関係者に対し、優れた技術をもって対処した。事実審理前の申立てについてのいくつかの審理に出席するとともに、母親の情緒的主張にも的確に対応した。事実審理の一週間前に母親が自殺すると脅かしたときにも、彼女

の所在を突き止め、電話やじかに会ったりして、接触を保った。彼はまた、スーザンと会い、彼女が母親の問題の原因となっているわけではないということを納得させた。

実際に(一九九〇年の)五月に行われた事実審理は、まあまあスムーズに進行した。<sup>25)</sup> 裁判所は、クリニックの医師、スーザン、二二歳の姉、そして私たちの事務所のソーシャル・ワーカーから証言を聞いた。母親は自ら自分のために証言した。裁判官は後見人選任を認める命令を出し、証拠によれば、母親の情緒的不安定によって後見人選任が子の最善の利益にかなうと判断した。

#### IV 結び

スーザンの事件の取扱いは、その結果と同様十分なものであった。事件は迅速にわずか七カ月で解決した。審理を担当した裁判官は、精神的な問題を抱える母親に十分な配慮をし、忍耐強く対応した。この裁判所は、最も洗練され経験を積んだクリニックの一つと提携していた。短期間ではあるが母を代理した弁護士も、私たちの相談所も、通常の家族法弁護士より、家族関係の心理的問題について深い理解をもっていた。社会福祉局では問題が余りにも山積みしていたために、その

関与は家族の調査と勧告だけで、逆にそこに任せていれば、何カ月も処理が遅れた上にいつその悪夢がそれに伴ったであろうが、そういう事態は回避することができたのである。

にもかかわらず、法律的な事件としては終わつても、そしてスーザン側からみれば勝訴であつたとしても、私たちが裁判所に行くそもその原因となつた問題は残る。それはいつでももなく、母親の精神的な問題であり、しかも母が自分が病氣であると認めず、いわんや治療もしようとしなないという問題である。このような精神的な問題を処理することは裁判所の得意とするところではない。さらに、スーザンの母程度に病的な人であつても、自傷他害の恐れがある場合でなければ、精神科的治療を受けるよう強制することはできないのである。

思うに、裁判所が家族の問題を処理しようとする場合、問題を抱える家族に関する現代の心理学的理解を考慮にいれて、そこでの争点をとらえ直す必要がある。裁判所に誰が(たとえは親と子のどちらが)悪い行爲をしたかの判断を求めめるのはやめて、裁判所はまず、当該家族が、州の介入が正当化されるほどに機能不全に陥っているか否かを探求すべきである。

アメリカ合衆国における家族法の臨床的教育(樋口)

る。スーザンのケースでいえば、そのような焦点の当てかたをするなら、裁判所は、彼女の肉体的精神的安定を確保するだけではなく、母親への援助も提供しようとするにならう。裁判所の検討の焦点が家族の機能の問題に移されるべきだとすれば、その前提として、州が様々な価値観をもつた人々に画一的な親像を押し付ける危険を避けるために、州の介入に高い障壁を作ることが重要になる。

今後裁判所は家族間の難しい紛争を解決するよう求められるであろうから、家族の問題を扱う裁判所は、質の高い公平な心理の専門家の助けを、直ちにしかも常にえられる体制を作るべきである。公平な精神保健の専門家は、裁判所が賢明な決定を行うのに必要なデータを提供することができるし、裁判所と社会福祉のサービス機関との間の良きコーディネーターとしての役割をも果たしうる。

スーザンの弁護士となつた学生に提供されたような実習は、広く利用できるようにすべきであり、とりわけ家族法を取り扱おうとする弁護士にはそうである。臨床的法学教育のコースをとる学生は、問題解決と弁護技術の能力をみかく機会をえる。もっと重要な点は、卒業生への調査によると、臨

床的教育を受けた経験が弁護士としての活動を行う上で大きな影響を与えていることである。特に、私たちの臨床教育が依頼人の精神的ニーズを理解し尊重するよう働きかけている結果、学生たちは依頼人に対し、より理解するよう努め、依頼人を受容しようとするようになっていく。家族法においては、依頼人の良き代理人とは、家族の紛争の心理的緊張の問題に十分な理解をもつ弁護士である。

法の変化も家族法の弁護士の教育方法の変化も、それだけでは、裁判所が直面している増加の一途をたどる様々な家族事件を解決しないかもしれない。だが、それらは少なくとも、家族に、公平であるだけでなく、神経の行き届いた審理を受ける機会を増やすと同時に、法律と社会福祉のサービスが協調して、機能不全に陥った家族から子どもを保護する方法について、より深い理解を備えた家族法のシステムを作る方向へのインパクトを与えるであろう。

※ 本稿は、一九九〇年五月二六日、早稲田大学比較法研究所で行った講演の内容に最低限の加筆を施したものである。当日の通訳および今回の翻訳にあたられた樋口範雄教授に感謝する。

- (1) たぐよんぼく Massachusetts Supreme Judicial Court Rule 3.03 参照。
- (2) See House Select Comm. on Children, Youth and Families, *U. S. Children and Their Families: Current Conditions and Recent Trends*, H. R. Rep. No. 356, 101st Cong., 1st Sess., 11, 58 (1989).
- (3) *Id.*
- (4) Council of Economic Advisors, Annual Rep. of Council of Economic Advisors, H. R. Doc. No. 2, 100th Cong., 1st Sess. 1, 211 (1987).
- (5) House Select Comm. on Children, Youth and Families, *supra* note 2, at 50.
- (6) *Id.*
- (7) Wetzel, *American Families: 75 Years of Change*, 113 Monthly Labor Quarterly 4, 7 (1990).
- (8) See generally, Freed and Walker, *Family Law in the Fifty States: An Overview*, 20 Fam. Law Q. 417, 424 (1987), and see *In re Baby M*, 537 A. 2d 1227 (N. J. 1988).
- (9) Freed and Walker, *id.* at 440.
- (10) *Id.* at 522.
- (11) *Id.* at 523.
- (12) See, e. g., Uniform Child Custody Jurisdiction Act, Uniform Dissolution of Marriage Act, Uniform Premarital Agreement Act.

- (13) Freed and Walker, *supra* note 8, at 527.
- (14) *Id.* at 537.
- (15) *See, e. g.*, Mass. Gen. Laws, c. 209 A.
- (16) *See, e. g.*, Mass. Gen. Laws, c. 119, sec. 51A.
- (17) Clinical Legal Education, Report of the Association of American Law Schools-American Bar Association Committee Guidelines for Clinical Legal Education, 1980.
- (18) ホストン・カレッジ・ロー・スクールでは、刑事臨床コースも開設している。これは外部修習コースで、学生は週三〇時間、弁護士または裁判官についたり、州の司法長官の事務局やチャイナタウンの法律扶助相談所で行う実務修習プログラムに参加することになっている。
- (19) 法律扶助相談所で代理を引き受けるためには、依頼人について厳しい所得要件が課せられている。
- (20) ほかのロー・スクールの臨床教育で、フル・タイムのソーシャル・ワーカーを参加させているところは聞いたことがない。精神医療の専門家をパート・タイムとしてだけ参加させているところもきわめて少数である。
- (21) この手続を定める規定は、Mass. Gen. Laws c. 119, secs. 39E-39J.
- (22) Mass. Gen. Laws c. 119, sec. 24 and ff.
- (23) Mass. Gen. Laws c. 201.
- (24) 母は、後にスーザンを助けようとしている様々な人々をすべて訴えるといったときに、この弁護士が反対した際、弁護士を解任した。
- (25) 通常は、この事実審理でも学生が弁論を行い、監督教員はそれに出席して不十分な点を補充するに過ぎない。しかし、事実審理が行われた時期は試験期間と重なり、学生はこれに参加できなかった。
- (26) 母親は上訴をしているが、判決が覆される見込みはゼロである。何らかの間違いで、上訴によって母親が勝訴することがあったとしても、再審理が開かれる時点までに、スーザンは一八歳になっているであろう。